



平成29年度



技能者の育成・確保に取り組む事業主の皆様へ  
職業に必要な技能の習得・向上を支援

# 認定職業訓練制度のご案内

鹿児島県職業能力開発協会

## 認定職業訓練とは

事業主等が行う職業訓練の内容の充実を図り、計画的・体系的に実施するため、教科・訓練期間等について厚生労働省で定める基準に適合する職業訓練を、申請に基づき知事が認定したものです。

## 職業訓練の内容

職業訓練の種類	訓練課程	訓練の概要	訓練期間及び総訓練時間
普通職業訓練	普通課程	中学校卒業者又は高等学校卒業者等に対して、将来多様な技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程	高等学校卒業者等 1 年 (総訓練時間 1,400 時間以上) 中学校卒業者等 2 年 (総訓練時間 2,800 時間以上)
	短期課程	在職労働者、離転職者等に対して、職業に必要な技能(高度の技能を除く)・知識を習得させるための短期間の課程	6 月(訓練の対象となる技能等によっては 1 年)以下
高度職業訓練	専門課程	高等学校卒業者等に対して、将来職業に必要な高度の技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程	高等学校卒業者等 2 年 (総訓練時間 2,800 時間以上)
	応用課程	専門課程修了者等に対して、将来職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を有する労働者となるために必要な技能・知識を習得させるための長期間の課程	専門課程修了者等 2 年 (総訓練時間 2,800 時間以上)
	専門短期課程	在職労働者等に対して、職業に必要な高度の技能・知識を習得させるための短期間の課程	6 月(訓練の対象となる技能等によっては 1 年)以下
	応用短期課程	在職労働者等に対して、職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得させるための短期間の課程	1 年以下

※訓練期間については、訓練の実施体制等により延長できる場合があります。

## 職業訓練の認定を受けるには

認定を受けるためには主に次の要件を満たす必要があります。

- 事業主等が行う職業訓練であること。
- 職業訓練を的確に実施できる能力を有すること。
- 職業訓練の永続性が認められること。
- 定款等に名称等必要事項が記載されるとともに、その業務の 1 つとして職業訓練について明確な定めがあること。
- 労働基準法の特例措置が必要な場合は、鹿児島労働局長の許可が受けられること。
- 訓練生数は、事業主の場合は総数で 3 人以上、団体の場合は 1 訓練科につき 3 人以上であること。
- 管理監督者訓練コースについては、特別訓練を受けた職業訓練指導員が担当すること。

## 従業員等に認定職業訓練を受講させるには

従業員等を受講させるには、主に次のような要件があります。

- 原則、認定職業能力開発施設の関係団体等に加入していること。
- 雇用労働者又は労働災害補償保険法第 33 条の規定に基づく特別加入者であること。

※詳細は、各認定職業能力開発施設(鹿児島県知事認定職業能力開発施設一覧…裏表紙に掲載)にお問合せ下さい。

## 認定職業訓練の特典等

- 「認定訓練助成事業費補助金」が受けられること。
  - ・ 中小企業の事業主等が認定職業訓練を行う場合は、国及び県からその訓練経費の一部につき補助が受けられます。
  - ・ 補助を受けるためには、要件があり、また、所定の手続きが必要になります。
- 労働基準法における契約期間等の特例措置や安全衛生法における就業制限の特例を受け得ること。
- 最低賃金について特例措置を講じ得ること。
- 認定職業訓練修了者は、技能検定を受検する場合又は職業訓練指導員免許を取得しようとする場合、試験の一部免除等の措置が受けられること。
- 普通課程又は専門課程の職業訓練生で技能照査に合格した者は、技能士補と証することができること。

### お問合せ先

#### ・ 認定訓練助成事業費補助金

鹿児島県商工労働水産部雇用労政課

TEL 099-286-3019

## 参考

### 検定制度

働く人々の有する技能・知識を一定の基準により検定し公証する国家検定制度です。試験は 111 の職種が設定されており、検定職種ごとに等級（特級、1 級、2 級、3 級、随時 3 級、基礎 1 級及び基礎 2 級）に区分するものと等級を区分しない（単一等級）で実施するものがあります。

合格者は、技能士と称することができ、特級、1 級及び単一等級にあつては厚生労働大臣名の、それ以外にあつては知事名の合格証書が交付されます。

**お問合せ先** 鹿児島県職業能力開発協会..... TEL 099-226-3240

### 職業訓練指導員免許

知事の免許を受けることにより、職業訓練を担当することができます。免許は、123 職種が設定されています。

**お問合せ先** 鹿児島県商工労働水産部雇用労政課..... TEL 099-286-3019

### 人材開発支援助成金制度

事業主が雇用する労働者（雇用保険の被保険者）に対して、職業訓練などを計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。

助成を受けるためには要件があり、また所定の手続きが必要になります。

**お問合せ先** 鹿児島労働局職業安定部職業対策課..... TEL 099-219-5101



# 鹿児島県知事認定職業能力開発施設一覧

## 鹿児島高等技術専門学校

〒890-0014  
鹿児島市草牟田 2 丁目 36-39

T E L 099-226-0517  
F A X 099-227-3266

●長期間の訓練課程(普通課程)●

木造建築科(3年 高卒2年)／鉄筋コンクリート施工科(3年 高卒2年)  
／左官・タイル施工科(3年 高卒2年)／表具科(3年)／建築塗装科(3  
年 高卒2年)／木工科(2年)／サッシ・ガラス施工科(2年)  
／量科(3年)

## 川内技術開発センター

(ホームページアドレス <http://www.synapse.ne.jp/snk/>)

〒895-0044  
薩摩川内市青山町 4597

T E L 0996-22-3873  
F A X 0996-20-6423

●短期間の訓練課程(短期課程)●

総合建設科(アーク溶接コース／職長・安全衛生責任者教育コース)

## 出水共同高等職業訓練校

(ホームページアドレス <http://www5.synapse.ne.jp/izumi-kunkou/>)

〒899-0501  
出水市野田町上名 6031

T E L 0996-84-2451  
F A X 0996-84-2451

●長期間の訓練課程(普通課程)●

土木施工科(2年)  
木造建築科(2年)

●短期間の訓練課程(短期課程)●

土木施工管理技士科  
IT技術科(土木コース・建築コース)

## 鹿児島ホテル短期大学校

(ホームページアドレス <http://nissho.ac.jp/khc>)

〒892-0846  
鹿児島市加治屋町 4-25

T E L 099-239-2601  
F A X 099-226-2801

●長期間の訓練課程(専門課程)●

ホテルビジネス科(2年)

## 鹿児島ビューティカレッジ

〒897-0008  
南さつま市加世田地頭所 736

T E L 0993-53-2444

●短期間の訓練課程(短期課程)●

理・美容科

## 薩摩ビューティカレッジ

〒890-0082  
鹿児島市紫原 4 丁目 2-22

T E L 099-253-5888  
F A X 099-253-5888

●短期間の訓練課程(短期課程)●

理・美容科

## 鹿児島美容技術専門学校

〒890-0051  
鹿児島市高麗町 28-1

T E L 099-284-1983  
F A X 099-256-6549

●短期間の訓練課程(短期課程)●

美容科／着付科

## 鹿児島造園技術専門学校

(ホームページアドレス <http://www.zouenkou.jp/>)

〒892-0871  
鹿児島市吉野町 11248

T E L 099-243-0058  
F A X 099-244-0496

●短期間の訓練課程(短期課程)●

造園科

## B・M研修センター(一般社団法人 鹿児島県ビルメンテナンス協会)

〒892-0824  
鹿児島市堀江町 19-6  
協栄ビル 202 号

T E L 099-223-4119  
F A X 099-223-4225

●短期間の訓練課程(短期課程)●

ビルクリーニング科

お問合せ先

## 鹿児島県職業能力開発協会

〒892-0836 鹿児島市錦江町 9 番 1 4 号 T E L 099-226-3240 ・ F A X 099-222-8020

<http://www.syokunou.or.jp/>

職業能力開発促進法に基づき設立された公共的団体で、鹿児島県と密接な連携のもとに、民間における職業訓練や職業能力の開発、職業能力評価試験の普及と促進を行うことを目的としています。